

改正案	現行
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) (11) (略)</p> <p>(12) 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するセンサーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>(一) 一〇・五 GHz を超え一〇・五五 GHz 以下の周波数(屋内において使用する場合に限る。)</p> <p>(二) 二四・〇五 GHz を超え二四・二五 GHz 以下の周波数</p> <p>(13) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの(電気通信回線設備</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) (11) (略)</p> <p>(12) ミリ波画像伝送(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行う画像伝送をいう。)用及びミリ波データ伝送(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行うデータ伝送をいう。)用で使用するものであつて、五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>(13) 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するセンサーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>(一) 一〇・五 GHz を超え一〇・五五 GHz 以下の周波数(屋内において使用する場合に限る。)</p> <p>(二) 二四・〇五 GHz を超え二四・二五 GHz 以下の周波数</p> <p>(14) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの(電気通信回線設備</p>

に接続するものを含む。)であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・二五ワット以下であるもの(以下「小電力データ通信システムの無線局」という。)

(1)～(6) (略)

(7) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数

五〇十 (略)

に接続するものを含む。)であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの(以下「小電力データ通信システムの無線局」という。)

(1)～(6) (略)

五〇十 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。